

宗像地区消防本部告示第 1 号

消防法施行令（昭和36年3月25日政令第37号）第35条第1項第3号並びに第36条第2項第2号の規定により、次のように防火対象物を指定する。

平成20年8月1日

宗像地区消防本部
消防長 木村幸雄

1 消防法施行令第35条第1項第3号の規定による指定

消防法施行令別表第1（5）項口、（7）項、（8）項、（9）項口、（10）項、（12）項、（13）項、（14）項、（17）項、（18）項に掲げる防火対象物のうち、延べ面積が500㎡以上のもの及び（11）項、（15）項、（16）項口に掲げる防火対象物のうち、延べ面積が1,000㎡以上のもの

2 消防法施行令第36条第2項第2号の規定による指定

消防法施行令別表第1（5）項口、（7）項、（8）項、（9）項口、（10）項から（15）項まで、（16）項口、（17）項及び（18）項に掲げる防火対象物のうち、延べ面積が1,000㎡以上のもの

附 則

この告示は、平成21年4月1日から施行する。